

障がい者割引制度の導入について

障がい者の自立支援や公共交通機関の利用促進を目的として、令和3年4月1日より、障がい者割引制度を設けるもの。

1. 対象とする公共交通

- ・土岐市民バス
- ・予約あいのりタクシーのってこ
- ・駄知どんぶりバス

2. 対象者および割引率

(1) 対象者

障害者手帳を持つ方及び介護が必要な方の介護者1名

※介護が必要な方とは、「身体障がい者」・「知的障がい者」は第1種、「精神障がい者」は1級及び2級の方

(2) 割引率

- ・半額 …現金、回数券、乗継券
- ・3割引…定期券

| 区分 | 対象者 | 現金及び回数券 割引率 | 定期券 割引率 |
|----------------|---------------|----------------|------------|
| 身体障がい1種 | 本人及び 介護者1名 | 5割引 | 3割引 |
| 身体障がい2種 | 本人のみ | 5割引 | 3割引 |
| 知的障がい1種 | 本人及び 介護者1名 | 5割引 | 3割引 |
| 知的障がい2種 | 本人のみ | 5割引 | 3割引 |
| 精神障がい 1級・2級 | 本人及び 介護者1名 | 5割引 | 3割引 |
| 精神障がい3級 | 本人のみ | 5割引 | 3割引 |

※料金表は3頁を参照

3. 影響

割引運賃適用による車両改良等に係る新規経費は発生しない。市民バス、のってこ共に4月1日改正版の時刻表を作成する。

運賃収入への影響は少ないと思われる。ただし、駄知どんぶりバスについては、運行経費から運賃収入と市補助金を差し引いた金額を、駄知町連合自治会が負担